

放課後児童クラブのサービスの充実等について（案）（報告）

1 サービス充実に当たっての考え方

- (1) 現在、本市では、第2期広島市子ども・子育て支援事業計画に基づき、各種施策を推進しているところであるが、これらの施策を貫く基本的な考え方は、以下の「子ども・子育て支援施策の充実に当たっての考え方」に掲げるとおりである。

「子ども・子育て支援施策の充実に当たっての考え方」（令和2年11月17日安心社会づくり対策特別委員会資料より）

家庭内での子育て（「自助」）を的確に支援していくためには、「共助」、「公助」を充実していくという視点に立って関連施策の見直しを行う必要がある。その際、幼児教育・保育の無償化のように国民における公平性確保の観点から統一的に実施すべきものは、国の責任において適切に措置するよう要請していく。また、地域の実情等を踏まえた本市独自の施策展開として実施するものは、市民における公平性確保の観点から受益者の負担能力を考慮した適切な措置を行う。さらに、市内にある限られた経営資源を民間のノウハウを含め有効に活用していくことで、支援施策を全体として更に充実するとともに、将来にわたって安定的に運用できるようにする。

- (2) 放課後児童クラブについて、令和5年度当初から、(1)の考え方を踏まえながら、適切な負担軽減措置を組み込んだ基本時間部分の受益者負担措置を導入するとともに、多岐にわたる保護者のニーズに応え、満足度を更に高めるサービス向上策を実施する。
- (3) なお、平成30年11月に実施した利用児童の保護者を対象とするアンケート調査では、回答者の9割近くがサービス向上を求めていることや、7割超が「サービスの維持・向上のためには、一定の利用者負担もやむを得ない」と考えていることが明らかになっている。

2 サービスの向上

(1) サービス向上策の具体的内容

アンケート調査でニーズを確認した項目のうち、以下のものについて、令和5年度から実施する。

項目	備考
① 長期休業中等における希望者への昼食（弁当配達）の提供	弁当代は実費負担
② 古いエアコンの更新など施設面の改善	
③ 第二土曜日の開所	
④ 保護者会によるおやつの手配を放課後児童クラブ事業として実施	おやつ代は実費負担
⑤ 工作教室など室内イベントの充実	年2回程度
⑥ エアコンの電気代の公費負担	保護者会設置のエアコンは市の備品として管理
⑦ 公園等への外出など屋外活動の充実	2か月に1回程度

(※) アンケート調査において、「最も必要」と回答した者の割合の高いものから順に記載している。

(2) サービス向上のための職員体制の充実（指導員の増員）

児童館の未整備学区にある放課後児童クラブ（単独施設）のうち、複数クラスのクラブ（9学区）について、サービス向上策の実施に伴う指導員の負担を考慮し、増員により「主任指導員」を専任化（クラス担任の兼務解除）する。現在、4クラス以上のクラブ（2学区）は専任化しているため、3クラス以下のクラブ（7学区）を増員する。

また、単独施設のうち、1クラスのみクラブ（8学区）については、臨時指導員（通年任用）を1人ずつ配置する。

3 利用料金及び負担軽減策

- (1) 放課後児童クラブの利用料金については、国の考え方（運営費の1/2を利用者負担とするもの。本市の場合、利用料金は月額8,700円に設定することになる）を考慮するが、子育て世帯の経済的負担への配慮を重視し、「就学援助を受けている世帯」については、引き続き全額市費負担（無料）とする。また、「それ以外の世帯」については、受益者の負担能力を考慮し、「こども医療費補助受給世帯等」は月額3,000円、その他の世帯は月額5,000円に設定し、全体として概ね半分を市費負担とする。

区 分		料金（月額）	料金（年額）	（参 考） 構成比（※）
①	就学援助を受けている世帯	無料	無料	23%
②	こども医療費補助受給世帯等	3,000円	36,000円	50%
③	その他（上記に該当しない世帯）	5,000円	60,000円	27%

（※）各制度の令和2年度の対象者数等から算出した見込みの数字である。なお、区分②の世帯については、全て就学援助を受けているものと仮定して算出している。

- (2) 少子化対策の推進等のため、現行の夏休み等の朝の延長サービスと同様に、多子世帯（同時に2人以上が利用）について、第2子は半額、第3子以降は無料とする。

4 今後のスケジュール（予定）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
議会関係	○9月議会(サービス向上策の具体的内容や利用料金等の説明) ○12月議会(利用料金管理システム改修に係る補正予算上程)	○2月議会(サービス向上策の試行実施や施設環境改善に係る当初予算上程)	○2月議会(サービス向上策に係る当初予算上程)
サービス向上策等の実施	○システム改修	○試行実施(昼食、おやつ) ○施設環境の改善(トイレ洋式化等)	○受益者負担の導入 ○全市展開

(1) 月額利用料金 (単位: 円)

都市名	平日の開設時間 (基本部分)			広島市の開設時間 (13:00~18:30) を利用した場合
	開始	終了	料金	
札幌市	13:00	18:00	無料	—
仙台市	13:00	18:00	3,000	4,000
さいたま市	13:00	19:00	8,000	8,000
千葉市	14:30	18:00	8,500	9,500
横浜市	13:00	19:00	5,000	5,000
川崎市	13:30	18:00	無料	—
相模原市	14:15	18:00	5,300	9,300
新潟市	13:00	18:30	8,400	8,400
静岡市	12:00	18:00	9,500	10,500
浜松市	13:00	18:00	事業者により異なる	—
名古屋市	13:00	17:00	無料	—
京都市	13:00	18:00	10,300	11,100
大阪市	14:30	18:00	無料	—
堺市	13:00	18:30	8,000	8,000
神戸市	13:00	17:00	4,500	7,500
岡山市	13:00	18:00	7,500	10,000
北九州市	13:00	19:00	事業者により異なる	—
福岡市	13:00	17:00	3,000	5,000
熊本市	14:00	18:00	4,300	4,300+α
広島市	13:00	18:30	3,000 5,000	3,000 5,000
平均 (無料を除く)			6,562	7,738

延長①			延長②		
開始	終了	料金	開始	終了	料金
18:00	19:00	2,000	—	—	—
18:00	19:15	1,000	—	—	—
—	—	—	—	—	—
18:00	19:00	1,000	—	—	—
—	—	—	—	—	—
18:00	19:00	2,500	—	—	—
18:00	19:00	4,000 (200/日×20)	—	—	—
—	—	—	—	—	—
18:00	19:00	1,000	—	—	—
—	—	—	—	—	—
17:00	18:00	1,500	18:00	19:00	5,000
18:00	18:30	800	—	—	—
18:00	19:00	事業者により異なる	—	—	—
18:30	19:00	1,000	—	—	—
17:00	18:00	1,500	18:00	19:00	1,500
18:00	19:00	2,500	—	—	—
—	—	—	—	—	—
17:00	18:00	1,000	18:00	19:00	1,000
—	—	—	—	—	—

(2) 負担軽減策 (基本時間部分)

都市名	生活保護	市民税非課税	所得税非課税	就学援助	多子利用	その他
札幌市	基本時間部分は無料					
仙台市	無料	無料	1/2 減額	—	—	対前年収入半減世帯: 無料
さいたま市	無料	無料	3/4 減額	—	—	—
千葉市	無料	無料	—	—	2人目以降 1/2 減額	—
横浜市	1/2 減額	1/2 減額	(1/2 減額)	1/2 減額	—	—
川崎市	基本時間部分は無料					
相模原市	無料	無料	—	—	—	—
新潟市	無料	—	—	—	2人目 1/2 減額、3人目無料	—
静岡市	4割減額	4割減額	—	—	2人目 4割減額、3人目 8割減額	児童扶養手当受給: 4割減額
浜松市	事業者によって異なる					
名古屋市	基本時間部分は無料					
京都市	無料	—	—	—	—	ひとり親又は障害者世帯: 無料
大阪市	基本時間部分は無料					
堺市	無料	無料	—	—	—	—
神戸市	無料	1/2 減額	—	—	—	ひとり親世帯: 無料
岡山市	無料	—	—	—	2人目 1/4 減額、3人目 1/2 減額	ひとり親世帯: 1/3 減額
北九州市	事業者によって異なる					
福岡市	無料	無料	(無料)	無料	2人目以降無料	—
熊本市	無料	(無料)	(無料)	無料	2人目以降 1/2 減額	—
広島市	無料	無料	(無料)	無料	2人目 1/2 減額、3人目無料	—

※ () は就学援助制度によるもの